

第29回定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2020年1月1日～2020年12月31日)

株式会社 JMC

第29回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jmc-rp.co.jp/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役は、JMC行動指針・コンプライアンス規程を通じて、当社における企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを、自ら率先垂範し、従業員へ周知徹底させる。

ロ 取締役及び使用人は、取締役会が定めた、組織規程、業務分掌規程、決裁権限規程等による役割と職務範囲に従い、当社の職務を執行する。

ハ 取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守の体制確立に努め、コンプライアンスに関する規程の制定及びコンプライアンス体制に関する社内組織の設置、変更等について決定する。

ニ コンプライアンス推進責任者を代表取締役社長とし、推進委員長を管理担当取締役とする。

代表取締役社長及び管理担当取締役は、財務報告の信頼性と各グループ及び各室の業務執行の適切性を確保するために、内部統制システムの構築、運用及び改善を図るものとする。

ホ 各グループ及び各室は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

ヘ 監査役は、当社のコンプライアンス状況及び内部統制システムを監視し、問題があると認めるときは、代表取締役社長及び管理担当取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。

ト 監査役は、監査の一環として、財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務遂行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

チ 内部監査室は内部監査を計画し、各グループ及び各室の業務を監査し、代表取締役社長及び取締役会に報告する。

リ 取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいたときは、内部通報制度規程に基づき、速やかに社外の内部通報外部窓口（JMCコンプライアンス・ヘルプライン）に通知しなければならない。なお、通報内容は機密として守秘し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

ヌ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。

ロ 取締役及び監査役は、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ リスク管理の推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、リスク管理規程に基づき、経営会議で議論し、当社全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。

ロ 取締役会は、経営会議において特定されたリスクへの対応やその他必要な施策を実施する。

ハ 不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする「リスク対策会議」を設置し、総括的な危機管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役の業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- ロ 取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を置く。
 - ハ 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、経営会議を原則月 1 回開催し業務執行に関わる意見交換等を行い、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。
 - ニ 業務の運営・執行については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標の明確な設定、各グループ及び各室へ目標付与を行い、その目標達成に向けた具体策を立案・実行する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ 監査役は、監査役の補助使用人を、監査役会と協議のうえ、人選し配置できるものとする。
 - ロ 監査役の補助使用人は、取締役等の指揮命令は受けないものとする。
 - ハ 監査役の補助使用人の人事評価については、監査役の協議によって行い、人事異動、懲戒に関しては監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - ニ 取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合、監査役に直ちに報告するものとする。内部通報外部窓口（JMCコンプライアンス・ヘルプライン）に通報があった場合、内部監査室長は、速やかに調査報告書の写しを監査役に交付する。
- ⑥ 上記⑤の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役に報告をした者に対し、これを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、取締役はこれを周知徹底させる。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、監査費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用の支給を行うものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、職務遂行にあたり取締役会及び重要な会議に出席する。また、決裁申請書等、業務に関する重要な文書を閲覧することができる。

ロ 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、当社を取り巻く重要なリスク、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

ハ 監査役は、定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

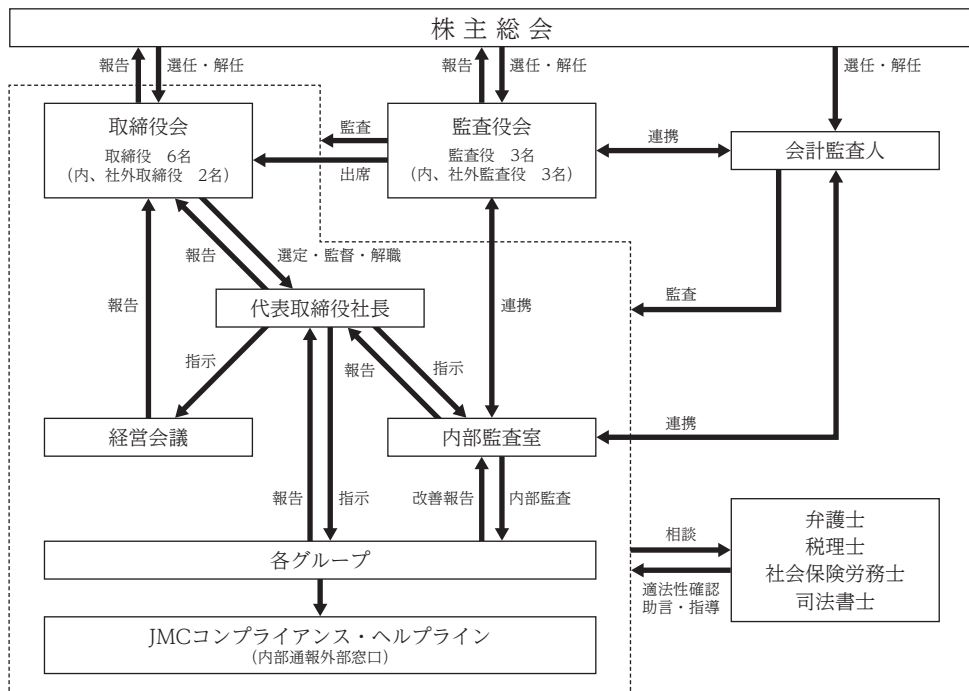
①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な成長、企業価値の向上に向け、経営意思決定の迅速化、適時情報開示等による経営の透明性の確保、経営の監督機能の強化等、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識し、体制の強化に努めております。

②企業統治の体制

a.コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、概ね以下のとおりであります。



b.企業統治の体制の概要

イ 取締役会

当社の取締役会は取締役6名（男性6名）で構成されており、原則月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、監査役の出席の下、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決議し、業務執行についての意思決定を行っております。

代表取締役社長は取締役会の議長として取締役会を統括するとともに、取締役会の決議を執行し、当社の業務全般を統括しております。

ロ 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役3名（男性3名）で構成されており、毎月1回定時監査役会を開催し、事業環境の状況把握及び意思決定のプロセスについて監視しております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、経営の妥当性、効率性及び公正性等に関する助言や提言を行うとともに、取締役会の意思決定の過程及び業務執行状況について監査できる体制をとっております。

ハ 経営会議

当社は、業務執行取締役及び本部長、代表取締役社長が指名する従業員をもって構成される経営会議を設置しており、原則月1回開催しております。なお、非常勤取締役も出席し意見を述べることができます。経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、取締役会に付議すべき事項、全般的業務執行方針に関する事項及びリスク管理に関する事項を協議しております。

株主資本等変動計算書

(2020年 1 月 1日 から)
(2020年 12月31日 まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									純 資 産 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金 合 計
					圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	780,244	767,244	767,244	1,894	2,518	18	702,696	707,127	△368	2,254,247	2,254,247
当 期 変 動 額											
新 株 の 発 行	2,427	2,427	2,427							4,854	4,854
圧縮積立金の 取 崩					△871		871	－		－	－
特別償却準備 金 の 取 崩						△18	18	－		－	－
当 期 純 損 失							△173,204	△173,204		△173,204	△173,204
自己株式の取得									△35	△35	△35
当期変動額合計	2,427	2,427	2,427	－	△871	△18	△172,314	△173,204	△35	△168,385	△168,385
当 期 末 残 高	782,671	769,671	769,671	1,894	1,646	－	530,381	533,922	△403	2,085,861	2,085,861

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・ 商品及び製品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・ 原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～38年

構築物 7年～50年

機械及び装置 2年～12年

車両運搬具 3年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・ 借地権

定額法（償却期間29年）を採用しております。

・ 特許権

定額法（償却期間8年）を採用しております。

③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品の無償補修費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき必要額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更にに関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、金額的に重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大により、当事業年度は売上高の減少などの影響を受けており、2021年1月には、一部の地域で緊急事態宣言が再度発令されるなど、経済活動の平常化が見通せず、当社を取り巻く試作・開発市場の景気不透明感は、翌事業年度にも影響を与えます。しかし、足元の受注環境は緩やかに改善しており、引き続き需要の回復が見込まれるものと仮定し、当事業年度の末日現在で入手可能な情報に基づき、繰延税金資産の回収可能性及び減損損失の認識の判断等を見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動への影響については不確定要素が多く、上記の仮定に状況変化が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に少なからず影響を及ぼす可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 965,192千円

(2) コミットメントライン契約

当社は、財務基盤の安定を図るため取引銀行4行とシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	1,200,000千円
借入実行残高	300,000千円
	900,000千円

6. 損益計算書に関する注記

事業再編損

事業再編損の主な内容は、3Dプリンター出力事業の事業再編に伴い閉鎖したテクニカルセンターの資産に係る減損損失等であります。

法人税等還付税額

法人税等還付税額は欠損金の繰戻し還付によるものであります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期首の株式数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	5,282,100株	9,300株	－株	5,291,400株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加9,300株は、譲渡制限付株式報酬としての新株の発行によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期首の株式数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	271株	29株	－株	300株

(注) 普通株式の自己株式数の増加29株は、単元未満株式の買取によるものであります。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 373,600株

8. リース取引に係る注記

ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として、製造設備（「機械及び装置」及び「工具、器具及び備品」）であります。

② 無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、計画的かつ効率的な運用と調達を実現し、財務費用の低減と財政基盤の強化を図ることを目的としており、資金運用については、元本リスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、また資金調達については、銀行等金融機関からの借入による方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務は、運転資金及び設備投資に係る資金調達（主に長期）を目的としてのものであり、返済日は最長で決算日後10年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、財務経理グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

財務経理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性のリスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	222,072千円	222,072千円	－千円
② 受取手形	42,795	42,795	－
③ 電子記録債権	193,437	193,437	－
④ 売掛金	402,219	402,219	－
⑤ 買掛金	(49,956)	(49,956)	－
⑥ 短期借入金	(300,000)	(300,000)	－
⑦ 1年内返済予定の長期借入金	(136,540)	(136,540)	－
⑧ リース債務（流動負債）	(116,489)	(116,489)	－
⑨ 未払金	(137,157)	(137,157)	－
⑩ 長期借入金	(367,257)	(364,390)	△2,866
⑪ リース債務（固定負債）	(409,641)	(401,495)	△8,145

（注1）負債に計上されているものは（ ）で表示しております。

（注2）金融商品の時価の算定方法

①現金及び預金、②受取手形、③電子記録債権、④売掛金、⑤買掛金、⑥短期借入金、⑦1年内返済予定の長期借入金、⑧リース債務（流動負債）、⑨未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑩長期借入金、⑪リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利金合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2020年12月31日)
出資金	20

出資金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	222,072	—	—	—
受取手形	42,795	—	—	—
電子記録債権	193,437	—	—	—
売掛金	402,219	—	—	—

(注5) 借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金	136,540	136,940	87,345	52,008	22,008	68,956
リース債務	116,489	110,477	113,713	68,861	65,957	50,631

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

製品保証引当金	29千円
株式報酬費用	4,711千円
たな卸資産評価損	8,997千円
資産除去債務	26,767千円
減価償却超過額	6,360千円
一括償却資産	2,742千円
繰越欠損金	17,963千円
その他	5,031千円
繰延税金資産小計	72,604千円
評価性引当額	△27,519千円
繰延税金資産合計	45,085千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△20,422千円
圧縮積立金	△716千円
未収還付法人税等	△79千円
繰延税金負債合計	△21,218千円
繰延税金資産の純額	23,866千円

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産 394円22銭
- (2) 1株当たり当期純損失 32円75銭

(注) 1株当たり純資産は自己株式を控除した期末発行済株式総数により、1株当たり当期純損失は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、算出しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。